

備前市立伊里中学校 いじめ防止基本方針

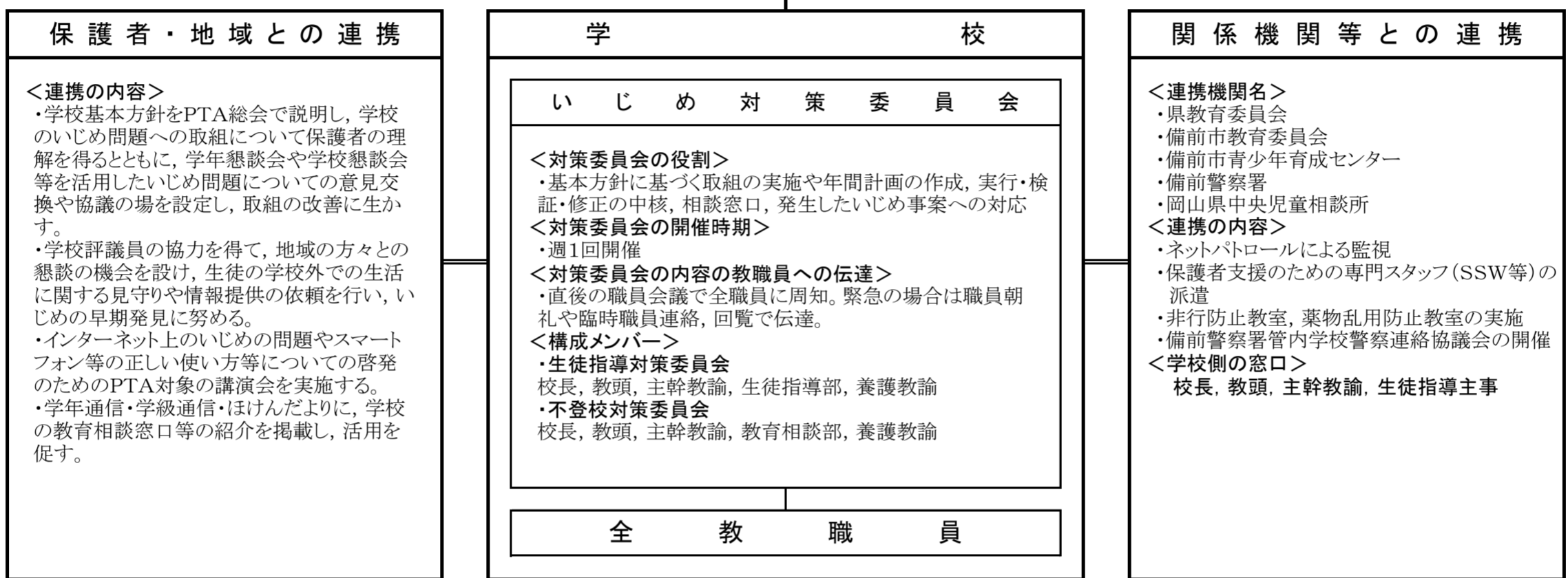
令和3年4月 一部改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では、上級生になるに従って携帯電話やスマートフォンを所持する生徒が増え、長時間利用者が多いことが問題となっている。こうした中、無料通信アプリの個別連絡機能等への書き込み起因する生徒間トラブルが増加している。より陰湿で不透明化するいじめ問題に対処するためには、道徳教育の充実とともに情報モラルの啓発が急務である。いじめの未然防止の取組をより強く推進するためには、学校をあげた横断的な取組が必要であり、いじめの早期発見、適切な対処に向けた校内研修の充実が図られなければならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、対策委員会には各学年の生徒指導部や学年主任、教育相談部の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用実態、また、年に二度、学校生活アンケート調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために教育相談週間に合わせて教育相談アンケートを実施し、得られた情報の共有化を教職員間で図る。
<重点となる取組>
 ・携帯電話やスマートフォン等の利用実態、またインターネット上のいじめについての認識を深め、いじめを察知する力やその後の対応力向上のための校内研修を実施する。
 ・世界人権週間に学級委員会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・生徒の携帯電話やスマートフォンの利用実態を踏まえ、情報モラルに関する講演会を生徒や保護者に向けて実施する。



学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、心理検査取扱業者や携帯電話事業者から講師を招聘し、集団アセスメント(hyper-QU)の結果やスマートフォン等の問題点、また指導上の留意点についての研修を行う。 (生徒会活動) ・世界人権週間に学級委員会主催の全校人権集会を開催し、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。(年2回) (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・スクールカウンセラーと連携協力し、学活「友人関係を学ぶ」を行うことで、ソーシャルスキルを高めるための取組を進める。 ・備前警察署から講師を招聘し、非行防止教室を開催することで、いじめの中に犯罪に該当するものがあることを周知する。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、携帯電話事業者から講師を招聘し、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する講演会を行う。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握) ・生徒の実態把握のために、1・2学期に人権アンケートや集団アセスメント(hyper-QU)を実施する。また、学期ごとに教育相談週間に合わせてアンケートと教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・スクールカウンセラーを生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、対策委員会や職員会議で全教職員に周知する。また、緊急の場合は、職員朝礼や、毎週開催する「生徒指導推進委員会」で取り上げ、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、学年懇談会・個別懇談を開催して家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的な対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、対策委員会を開催する。 ・全ての教職員の共通理解を図るとともに、組織的な対応を行う。また、備前市教育委員会及び備前警察署など関係機関との連携を図る。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>